

大阪・禁野本町遺跡

1 所在地 大阪府枚方市中宮北町

2 調査期間 一 第一〇三―三次調査 二〇〇三年(平15) 一
二月―二〇〇四年三月、二 第一〇三―四次調査
二〇〇四年四月―二〇〇五年三月

3 発掘機関 (財)枚方市文化財研究調査会

4 調査担当者 西村健司

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 弥生時代―近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪東北部)

禁野本町遺跡は、天野川と穂谷川の間に挟まれ、淀川に面し突出した交野台地縁辺の海拔二七―三四mの地点に立地する、弥生時代終末期から近世にかけての複合遺跡である。遺構の中心は奈良時代から平安時代にかけての時期で、本遺跡

の南方約五〇〇mに位置する特別史跡百済寺跡を造営した百済王氏との関係が注目されている。

これまでの調査では、百済寺跡の伽藍中軸線に一致する南北方向道路とともに、この道路と軸方向を揃え、一辺一〇〇m余りの外郭と一辺約二七mの内郭からなる方形区画を検出している(第六九次・第一〇三次調査)。この区画は、内郭・外郭ともに四辺の各中央に出入口を備えていたと推測されている。

一 第一〇三―三次調査

本調査は、第一〇三次調査の東隣接地で、約一〇〇〇㎡を対象とした。調査の結果、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物、井戸、前述の南北道路に直交する東西道路などを検出した。

木簡は、井戸SE一〇一から、木製品・木片・自然木・種子類・土師器・須恵器などとともに、五点出土した。井戸SE一〇一は、掘形の直径約三・二m深さ約三mで、井戸枠は抜き取られていたが縦方向の枠板らしきものが一部に残り、底部は一辺約一・四mの方形をなす。奈良時代後期から末頃までのものと考えられる。

二 第一〇三―四次調査

本調査は、第一〇三―三次調査区の東側周辺約三二〇〇㎡で実施したものである。調査の結果、東西道路の延長部分や、さらに北側で別の東西道路を検出したほか、掘立柱建物・井戸・池状遺構などを検出した。遺構の時期は、奈良時代前期から平安時代初期にかけ

てである。

木簡は、井戸SE一七から三四〇点（うち削屑三四点）出土した。SE一七一は奈良時代前期のものと考えられ、直径一・四m深さ五・三mの規模をもつ。共存遺物には、木製品・木片・自然木・種子類・土師器・須恵器のほか、「少家」「小家」「家」と記された三点の墨書土器がある。このほか、奈良時代後期頃のものと考えられる井戸SE一七から、「真山」「丁」（あるいはT字状の記号か）の墨書をもつ土器二点が出土している。

8 木簡の釈文・内容

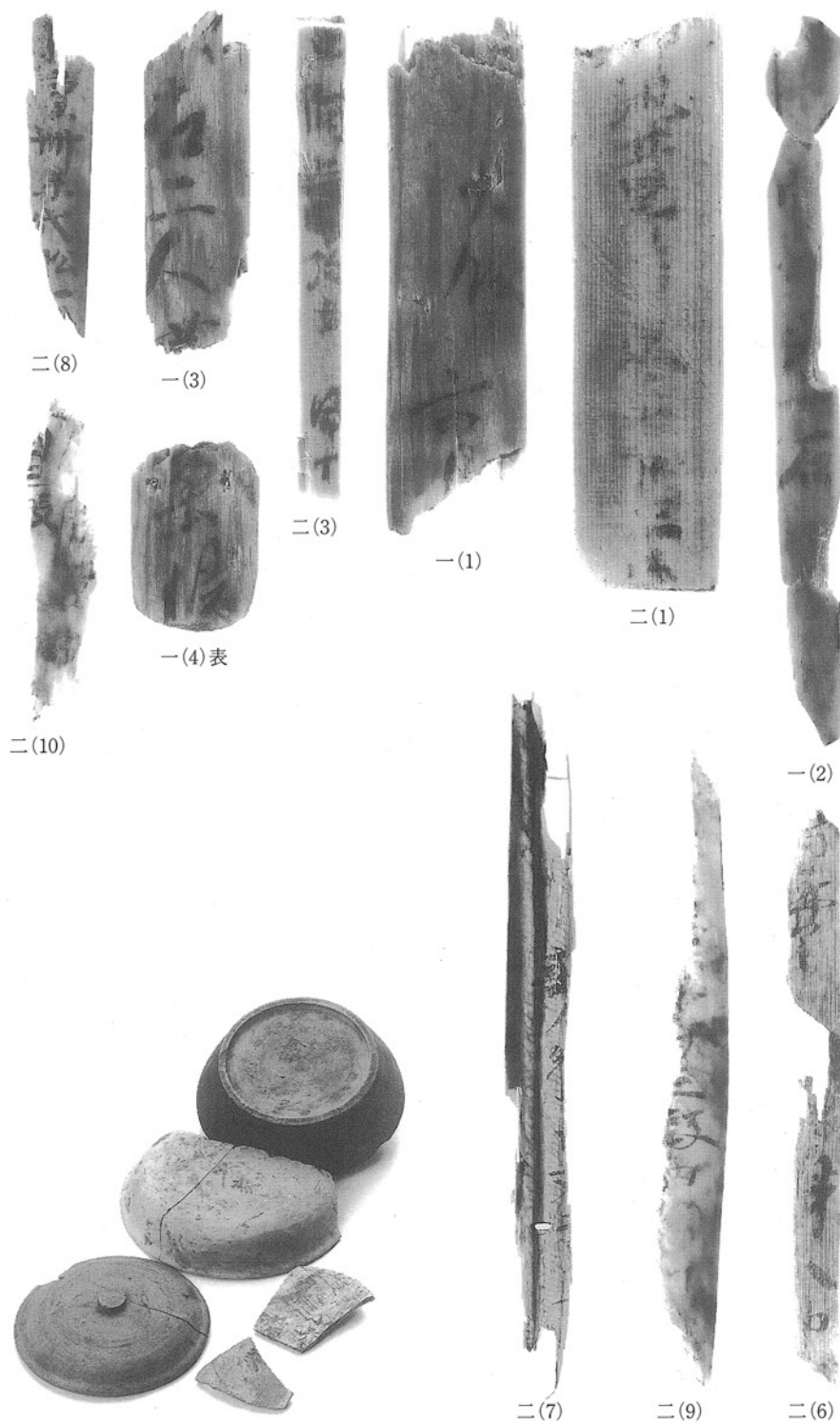
一 第一〇三―三次調査

- (1) 大領 六月 (120)×(32)×4 081
- (2) 「V」□□米一石 169×17×4 033
- (3) 右二人□□ [等カ] (81)×(25)×2 081
- (4) ・「□□」 [湍カ] 45×29×2 065
- ・「□」
- (1)は上端折れ、左辺削り、右辺割れ。下端は折れか二次的切断か判然としない。(2)は上端は左辺の折損部を除き削り、右辺は切り込

みより下は割れ、下端と左辺は削り。切り込みはかなり深く大きい。一文字目は、「官」または「宮」であろう。(3)は上端は刃物による二次的切断、下端折れ、左辺削り、右辺割れ。裏面の調整は粗い。(4)は四周削りで、いずれも二次的整形の可能性がある。一文字目の上部左右に小さな孔が二個穿たれる。墨痕は明瞭だが、釈読できない。用途も不詳。

二 第一〇三―四次調査

- (1) ×□□池井里□□ [郷カ] [連カ] (133)×36×5 019
- (2) 「V」□□□□□□ [竹カ] [六カ] 161×29×5 032
- (3) □阿□□弥女 □□ 110×(13)×14 081
- (4) □□宇遅マ連秋□□ □□ 091
- (5) 肥人□□ 091
- (6) □麻呂 □□ [身人部カ] 091
- (7) □□□□□□□□ [歌人カ] 091



禁野本町遺跡出土墨書土器

(木簡はいずれも赤外線画像)

- (8) □ 売冊束代 □ 二 □ ^{〔船カ〕}
- (9) □ □ □ 三段内
- (10) □ 三 □ ^{〔田カ〕} □ 段カ ^{〔春カ〕}
- (11) □ 米 □ □
- (1) の上端は廃棄に伴う切断または折れ。下端と左右両辺は削りで原形を保つ。一文字目は残画からすると郷である。池井里(郷)は『和名抄』にみえず、郷里制下のコザトと推測される。この点は共伴遺物の年代観とも矛盾しない。交野郡田宮池原郷の坪付に池井里がみえ(建仁三年(一一〇三) 四月日院御廨下文案(大和春日若宮社家古文書。『鎌倉遺文』一三五六号)、中世条里の里名が古代のコザトに由来する可能性があり、注目される(なお、池井里については、枚方市教育委員会の稲田潤二氏・大竹弘之氏のご教示による)。(2) は四周削りで、右辺の一部のみ割損している。二文字目も竹冠の文字の可能性があるが、墨の残りが極めて悪く釈読できない。(3) は左辺削り、上下両端及び右辺は二次的切断。一文字目は「連」の可能性がある。(4) は人名を記した削屑である。複数名記したものがあり、あるいは歴名などの削屑か。(4) の「宇遅マ連」(宇治部連) は、『新撰姓氏録』河内国神別・和泉国神別にみえる。(6) (7) は削屑であるが、(6) は

右辺に、(7) は左辺に原形が残っている。(8) (11) は、田畠経営に関わる木簡の削屑である。(8) は右辺に原形が残る。六文字目は「船」の異体字「舩」である。人名+稲の数量が記され、稲の収納や出挙などに関わるものか。

削屑の多くは細片で釈読できないが、一五〇mmを超える大型の削屑が含まれ、直接接続しないものの同一木簡に由来すると思われるものも多い。整然と並ぶ建物群、削屑を生む事務処理の痕跡をはじめ、「大領」「少家」などの出土文字資料の存在は、郡衙と関連の深い公的施設や郡司級氏族の居宅を想起させる。本遺跡とその出土遺物は、畿内における郡衙関連施設や、郡司級氏族の実態を垣間見る資料として、貴重といえよう。

なお、木簡の釈読は、奈良文化財研究所史料調査室が行なった。また、写真は同写真資料調査室の中村二郎の撮影による。

9 関係文献

〔枚方市文化財研究調査会『枚方市文化財年報』二五、二六(二〇〇四年、二〇〇五年)〕

(1~7・9 西村健司、8 山本 崇(奈良文化財研究所))